

令和7年(2025年)6月10日(火)開催 通学支援・計画相談利用促進事業オンライン説明会 質疑応答まとめ

No.	質問	回答
1	従前の特例としての通学支援の内容とどこが変わっていますか？説明をお聞きしても、特に変化がないような気がしました。「特例」としての支給決定ではなく、通学支援が「制度化された」というご説明だったのででしょうか。変更点を具体的に示していただけるとありがたいです。	令和6年度(2024年度)までは原則対象外であった通学に関する支援を、令和7年度(2025年度)からは対象として明示したという点の変更点です。 令和6年度までの移動支援事業では、「対象とならないサービス内容」の「通年かつ長期にわたる外出」の例として、学校等への送迎は(一部の例外以外は)対象外としていました。 令和7年度からは、保護者による通学の付き添いが困難であると認められる場合に、通常の移動支援事業において「通学支援」として利用できます。
2	地域支援事業の枠組みですが通学支援事業としてされるのでしょうか？	お見込みの通り、通学支援は、地域支援事業の中の移動支援事業に含まれます。
3	移動支援の枠組みの中でなら通学支援としての受給者証が発行されますか？	地域生活支援事業福祉サービス受給者証の(二)支給決定内容欄もしくは(四)予備欄において、「通学支援を認めます」や「移動支援のうち●●時間について通学支援を認めます」といった文言が印字された受給者証を発行します。
4	移動支援と通学支援は実績記録表は変わりますか？変わらない場合、行先と目的の書き方はどうなりますか？	移動支援事業と単価等は同様ですが、「サービス内容」の欄に、通学支援分のサービスであることがわかるように「通学 ●●小学校」等記載いただければと思います。
5	これまで通学支援の支給決定されている方は継続しますか？	児童や保護者の状況に変化がなければ、利用いただけます。年に1回更新時期には、すこやか親子室もしくは障がい福祉室職員が必要に応じ聴き取り等を行い、状況を把握させていただきます。
6	更新は年単位でしょうか？	移動支援事業と同様、おおむね年1回、更新します。更新の時期は利用者によって異なりますが、すこやか親子室もしくは障がい福祉室から保護者あてにお知らせをお送りしますので、手続きをお願いします。
7	これまでの受け入れ人数と週当たりの時間、実績時間は？	従前から、月に20件程度の報酬請求があります。現時点では、制度開始後急激な利用増加はありません。
8	新規受け入れ予測は2025年度では何名で予算はいくらでしょうか？	令和6年度に実施した調査から、令和7年度は130名程度の利用者を見込み、移動支援事業の予算を増額しています。
9	通学支援では朝7:00~8:30、昼14:00~17:00ぐらいだと思いますがヘルパーの空き状況はどの程度確認されていますか？	空き状況について確認することは困難です。利用希望者が増加した場合、特に朝の通学支援についてヘルパーを確保するのが難しく、事業者様が通学支援の派遣依頼を断らなければならない事態も想定されますので、制度のあり方については、引き続き検討を重ねてまいります。

制度全般

報酬単価等	10	移動支援と報酬は同じですか？	お見込みの通り、通学支援であっても移動支援事業と同じ報酬単価です。  なお、報酬については、市ホームページのトップページ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 障がい福祉関係の事業者向け > 障害福祉サービス等に係る申請 > 地域生活支援事業関係様式のページに「単価表」を掲載しています。
	11	時間は1時間単位ですか？	移動支援事業と同様に30分単位で算定します。 【算定の例】 20分以上39分まで……0.5時間として算定 以降、40分以上1時間09分まで ……1時間として算定 1時間10分以上1時間39分まで …… 1.5時間として算定  詳しくは、市ホームページのトップページ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 障がい福祉関係の事業者向け > 障害福祉サービス等に係る申請 > 地域生活支援事業関係様式のページに「請求方法について」をご参照ください。
	12	行動援護で通学支援の支給決定されている事業所様は報酬減額されますか？	行動援護の報酬が減額されることはありません。 なお、現在は通学の支援については、原則、移動支援事業で決定しています。
	13	算定されるのは、ご自宅→学校、学校→自宅だけで、ヘルパーが自転車などを停めた場所へ一人で戻る部分は算定されないと理解しています。	お見込みの通り、児童を学校へ送り届けた後の復路については、報酬の算定はできません。
通学支援の範囲	14	現在、学童への通学支援を行っています。学童への通学支援も利用可能ですか？	児童の安全上の確保から保護者の送迎が原則となりますが、保護者が病気やけが、妊娠等により、学童までの送迎が一時的に困難な場合に限り、保護者の申し出により利用可能です。なお、利用にあたっては保護者から事前に利用される留守家庭児童育成室と放課後こども育成室にご確認いただくようご案内ください。
	15	自宅から学校が基本とは思いますが、一時的に祖父母宅、短期入所先などに居所がある場合でも利用できますか？	両親の就労や病気等の理由で、一時的に祖父母宅から通学する場合、祖父母での送迎が困難であれば可能です。短期入所については施設になりますので、施設職員での送迎で対応してください。
	16	手引きA5で行事でも付き添い可能ということですか？	「通学支援」の手引きp4に掲載のQ5、「保護者が付き添えない場合」というのは、「学校で行われる行事や事業のための登下校に、保護者が付き添えない場合」という意味であり、行事や事業の実施中の支援について記載したものではありません。
	17	通学支援の範囲ですが、学校の敷地内での支援等の対応も対象となるのでしょうか？	通学支援はあくまで自宅から学校までの通学のための支援となりますので、学校に着いてからの支援は学校に引き継げるよう、利用前に保護者、学校、計画相談、移動支援の事業所等と調整をお願いします。

通学支援の範囲	18	<p>校門で引き継ぎの方もあれば、教室で引き継ぎの方もあり、学校によってまちまちです。場合によっては、持ち物の整理等のフォローなど、流れで対応が必要となる時があります。基本的には学校内での支援は認められないものと認識していますが、現場では対応せざるを得ない状況です。このあたりを学校、教育委員会と障がい福祉室とで取り決めが可能でしょうか？</p>	<p>通学支援はあくまで学校への通学のための支援ですので、学校に着いてからの支援は対象外となります。ただし、児童は成長過程にあり、障がいの特性等も個別であり、また学校側の受入体制も含め、通学支援の対象となる範囲を一律にルールを決めるのは難しい場合もあると思われます。そのため、保護者、学校、計画相談、移動支援の事業所とで調整いただいた上で、学校内での支援を行った場合はその時間についても通学支援の対象として請求いただくことは可能です。移動支援の支援内容として負担となることのないよう、学校教育室とも調整を行っていきます。</p>
---------	----	---	--

(通学支援に関する窓口)

- ・すでに放課後デイ等児童福祉法による障がい児対象サービスを利用している場合は、すこやか親子室(06-6170-7224)
- ・障がい福祉室・基幹担当(06-6384-1348)